

**別添****「大型自動車の重点点検の実施方法について」****1. 実施期間について**

○令和4年9月1日（木）から11月30日（水）までの3ヵ月間

**2. 重点点検項目と実施方法について**

○重点点検項目（様式1）（大型バス、大型トラック共通）

点検箇所	点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
	1	2		
1 原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左	
2 電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左	
3 制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左	
	ブレーキ・チャンバー (*トラックのみ)	ロッドのストローク	同左 機能	
4 車枠及び車体 (バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左	
5 ターボチャージャー (バスのみ)			タービン・ロータの回 転具合等(メーカー指定)	

○ホイール・ナットの緩みの点検（様式3）（トラックのみ）

- 保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。
- なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

**3. 報告用紙等について**

○重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を「0」台として記入し、報告ください。

○次の期限までに各車両の点検を実施の上、報告用紙（別紙1、別紙3）にその点検結果を取り纏めの上、長野運輸支局検査整備保安部門まで  
FAX（026-259-4508）または郵送等にて報告願います。

○報告は、12月14日（火）までにお願いします。

●【参考】様式1、様式3の記載の注意点（①～⑥）にもご留意ください。

### 3. その他

- ・参考として添付した「様式1、様式3 報告様式の記載の注意点」(①~⑥)にもご留意ください。
- ・送付時点で対象となる車両が無い場合はご容赦願います。また、その場合はお手数でも下の連絡先にお電話いただけますと幸いです。
- ・記載方法について、不明の場合にはお手数でも下の連絡先にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

長野運輸支局 検査整備保安部門（担当）宮寄、小山  
電話：026-243-5525 FAX：026-259-4508

定期点検報告様式			
対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。			
①「保有台数」について は重点点検の実施期間 (3ヶ月間)の平均台数 を四捨五入し、整数値 で記入し手ください。	縁め：長野運輸支局	⑥調査対象車両にご注意ください ※「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)	※「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。 (距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)
定期点検実施台数 うち 12月点検	台 台 台 台	※下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。	
②「定期点検実施台数」については三ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。 (三ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください) ※特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗)	実施方法 所見についた場合は、 <u>1件</u> として計上】	③「不適合」の欄には、不適合があつた台数を記入してください。 ただし、複数の不具合箇所があつても1台と計上してください。	⑤「走行距離別」と「初度登録年別」の内訳について ※ご協力いただける場合は、 「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。 (距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)
燃費 (3月)	パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ 無を 燃料の 無を自 由にす る。	ホース・パイプの亀裂 件	総走行距離別 初度登録年別
電気装置の電 気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、ク ラップの取付状態 るおそれの有無を目視などで点検する。	クランプの 件	50万km未満 台 H28年以降 台
制動装置の 付状態 (3月)	①ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ②パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④接合部及びクランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 ⑤エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。	クランプの取付状態 件	H27～H24年 台
制動装置のブ レーキ・チャン バのロッドの ストローク(3 月)	規定の空気圧の状態で、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストローク が規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。	電気配線の干渉 件	H23年以前 台
制動装置のブ レーキ・チャン バの機能 (12月)	①規定の空気圧の状態で、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストローク が規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。 ②ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に 交換する必要があります。)	他の部分との接触 ホースの劣化 接合部、クランプの緩み エア漏れ 件	50万km未満 台 H28年以降 台 50超～100万km 台 H27～H24年 台 100万km超 台 H23年以前 台
(バスのみ)		ロッドのストロークの規定範囲外 件	100万km超 台 H23年以前 台
非常口の扉の 機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	開閉不良 件	50万km未満 台 H28年以降 台 50超～100万km 台 H27～H24年 台 100万km超 台 H23年以前 台
車体構造の損 傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないかを目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	損傷 件	50万km未満 台 H28年以降 台 50超～100万km 台 H27～H24年 台 100万km超 台 H23年以前 台
ターピン・ロー タの回転具合 等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、 注意する。	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触 件	50万km未満 台 H28年以降 台 50超～100万km 台 H27～H24年 台 100万km超 台 H23年以前 台

## ホイール・ナットの緩み報告様式

様式3

事業者名	
------	--

保有台数	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)	←対象は この欄に記入
	台	台	

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入	
		ホイール・ナットの緩み有	
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。その後、ホイール・ボルトの残りの2個を順次トルク・レンチで締め付ける。	台	台

②「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、  
緩みがあった台数を記入してください。  
ただし、複数輪及び複数のナットの緩み  
があっても1台と計上してください。

①「保有台数」については点検実  
施時点での台数を記入してください。

※ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走  
行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・  
車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

総走行距離別	初度登録年別
50万km未満	H28年以降
50超~100万km	H27~H24年
100万km超	H23年以前

③「総走行距離別」と「初度  
登録年別」の内訳について  
も記入してください。